

平成23年度 第4回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成23年7月7日(木) 午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第4回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成23年7月7日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 教育委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議

議案第10号 教職員人事の内申について

議案第11号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

議案第12号 青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について

議案第13号 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について【追加議案】

議案第14号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について【追加議案】

議案第15号 青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について【追加議案】
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 青梅市学校給食会役員の改選について（学校給食センター）
- 2 青梅市学校給食配ぜん員勤務要綱の一部改正について（学校給食センター）
- 3 市施設の使用制限について（社会教育課）
- 4 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）
 - イ 青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定結果（文化課）
 - ウ 青梅市図書館運営協議会会議録（中央図書館管理課）
 - (2) 事業等の実施結果について
 - ア 平成23年度学校基本調査結果について（総務課）
- 5 平成22年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について（教育指導担当）

協議事項（再掲）

- 1 青梅市教育委員会処務規則の一部改正について（総務課）

- 2 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について（総務課）
- 3 青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について（学校給食センター）
- 4 青梅市立第二小学校の自校調理場運営等に関する諮問について（学校給食センター）
- 5 青梅市上成木ふれあいセンターおよび北小曾木ふれあいセンターのあり方検討委員会設置要綱の一部改正について（社会教育課）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	北島朋子
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	畑中茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	柳内秀樹
	施設課長	村木晃
	指導室長	野村友彦
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	朱通智
	社会教育課長	武藤裕代
	文化課長	萩原宏志
	美術担当主幹	石田治郎
	中央図書館管理課長	星野和弘

書記	総務課庶務係長	永沢雅文
	総務課庶務係	松井慎治

午後1時30分開会

日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員5名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成23年度第4回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、4月14日開催の第1回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第1回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、平成23年度第2回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思っております。

日程第3 報告事項

(1)委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 放射能にかかわる資料等を2回に分けて送っていただきまして、大変ありがとうございました。6月22日にちょうだいし、また昨日もちょうだいいたしまして、今の状況であるとか今後の予定をわかりやすくお知らせいただきまして、とても感謝しております。やはり最近、テレビ等で非常に話題になっておりまして、このように小まめに、私どもだけでなく、学校を通じて保護者、市民の方に情報を提供していくということが、ますます重要な時代になってきておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

【委員長】 ほかにございますか。

【委員】 6月24日に、市の小学校の音楽会へ行ってきました。私は午後から鑑賞させていただきましたけれども、その中で、規模の大きい学校も小さい学校も、子供がどの子も一生懸命歌っているというのが、とても印象に残りました。その姿が、学校の代表で来ていて、大変誇らしげだなというふうに思いました。それぞれの学校によって工夫がされていて、とても楽しい音楽会でした。

【委員長】 ありがとうございました。ほかにございますか。

【委員】 このところで学校訪問が何回かありまして、私、初めて参加をさせていただいて、最初の1回はどこをどういうふうに見たらいいのかなというのがわからなかったんですが、だんだん見ていくうちに、同じことを教えるのに、先生によってずいぶん授業の仕方が違うんだなということを改めて感じました。どのようにしたら、よい先生のやり方を広く適用できるか、ということを考えてというのが、一つの課題かなというふうに思いました。

【委員長】 ありがとうございます。

以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 青梅市学校給食会役員の改選について(学校給食センター)

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、青梅市学校給食会役員の改選について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、報告資料1にもとづきまして、青梅市学校給食会役員の改選について、ご報告をさせていただきます。

本報告事項は、青梅市学校給食会運営要綱の規定にもとづき、青梅市学校給食会役員の選任をしようとするものでございます。

選任の内容につきましては、児童・生徒の保護者を代表する小学校・中学校のPTA連合会役員の改選に伴い、新たに小学校・中学校のPTA連合会から、青梅市学校給食会役員の選任をいただいたものでございます。

具体的には、資料の右側の欄の就任日に、平成23年7月8日と記載してございます3名の方に、新たに役員に就任していただくものでございます。

任期につきましては、平成23年7月8日から前任者の残任期間の平成24年8月31日まででございます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 青梅市学校給食配ぜん員勤務要綱の一部改正について(学校給食センター)

【委員長】 次に、報告事項2、青梅市学校給食配ぜん員勤務要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、青梅市学校給食配ぜん員勤務要綱の一部改正について、ご説明をさせていただきます。報告資料の2をご覧ください。

まず、改正の理由でございますが、平成23年第3回青梅市議会定例会におきまして議決されました青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、青梅市学校給食配ぜん員の賃金は青梅市職員に準拠することから、本要綱についてもその一部を改正するものでござい

ます。

次に、改正の内容でございます。資料をおめくりいただきまして、次のページをご覧ください。青梅市学校給食配せん員勤務要綱の一部改正新旧対照表でございます。この表の右の列にありますのが、現行の賃金月額でございます。こちらを左の列に記載のとおり改正するものでございます。

この改正は、青梅市一般職の職員の給与に関する条例の行政職給料表（二）1級、こちらは一般作業であるとか一般用務、また給食作業等に適用される給料表でございますが、この改定に準拠いたしまして、こちらの配せん員の給料表につきましても改定したものでございます。

資料の最初のページにお戻りいただきまして、平均の改定額がマイナス1,302円、改定率はマイナス1.2%となっております。市職員につきましては、2%を上限として減額となっておりますが、配せん員賃金の準拠する市職員の給与の号級が低いため、その部分の減額率が反映することから、マイナス1.2%となったものでございます。

次に、実施期日につきましては、平成23年7月1日から実施するものでございます。

なお、青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正が、平成23年6月22日開催の市議会本会議において可決され、7月1日施行となりました。このため配せん員の賃金改定も7月1日から実施する必要がございましたので、本要綱の一部改正を教育委員会の協議事項としてご審議をいただくいとまがなかったことから、教育長の専決にもとづき改正させていただき、本日ご報告をさせていただいたものでございます。何とぞご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 私の記憶があいまいですけれども、昨年も改定に係わる報告をいただいたような記憶があるんですけれども、それは記憶違いでしょうか。

【給食センター所長】 昨年は、1月1日付で改正ということで、1月の教育委員会で報告させていただきました。それは賃金区分の表の改定だったんですけれども、その際に、あわせて4月1日以降の施行を予定されていましたが特別賃金の関係については、事前に協議をして、ご承認いただいたということがあります。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 市施設の使用制限について(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項3、市施設の使用制限について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 市の施設の使用制限についてご報告いたします。報告資料3をご覧ください。

6月までの取組につきましては、すでに市民の皆様のご理解をいただきまして、各施設をご利用いただいております。これから各機関、具体的には7月から9月までの期間につきましては、青梅市の節電対策によりまして取組を行うものでございます。

初めに、1の基本的事項でありますけれども、(1)に記載のとおり、一部の施設を除きまし

て通常の時間帯でご利用いただくことといたします。

照明につきましては、(2)に記載のとおり、昼間は原則として使用不可といたします。ただし、天候状況によりまして、やむを得ず点灯する場合は、5割を基本として使用を可能とするものでございます。また、夜間の照明につきましては、5割を基本として使用可能とするものです。ただし、屋外体育施設につきましては、使用制限の措置を講ずることといたします。

次に、空調機の使用でございますが、(3)に記載のとおり、使用は必要最小限とし、使用する場合は室内温度の設定は28度を厳守していただくものでございます。

一つ飛びまして、3のその他でありますけれども、(1)に記載のとおり、運動広場についても同様の扱いをお願いするものでございます。

また、使用料につきましては、(2)に記載のとおり、ただいまご説明いたしました条件を利用者の方にご理解いただいた上で、通常の使用料をいただくことといたします。

また、この取組の周知でございますが、4に記載のとおり、すでに6月15日号の広報おうめでお知らせしたほか、青梅市ホームページ、各施設でのチラシ配布や張り紙などで、できるだけきめ細かい周知に努めているところでございます。

最後に、2に戻りまして、各施設の個別事項でございますけれども、次に別表を添付させていただきましたので、そちらをご覧くださいと思います。この表につきましては、ただいまご説明申し上げました基本的事項を各施設に当てはめたものでございますので、詳細な説明は恐縮ですが割愛させていただき、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

市の施設の使用制限につきましては以上でございますが、7月1日現在、青梅市内の被災者の方は21世帯、40人いらっしゃいます。市では、被災された方々に税金や保険税の減免、また各種サービスの利用提供等を行うこととしておりますが、図書館につきましては、居住証明書による本を借りるための利用者カードを発行しております。また、美術館につきましては、観覧料を免除することといたしております。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 7月に入りまして、私も何回か体育館を利用させていただきましたけれども、昼間に照明をつけないとか、夜間は5割程度ということが、利用者の方にあまり周知されていないようです。もちろんこういう広報などでお知らせはしてあるんですけども、実際に集まってきけると、こういうふうになっているんだよねということを認識されている方は少ないのかなというふうに思いました。特に、昼間は照明を使わない、カーテンを閉めないで開けて利用するという点については、なかなか理解しにくい点なのかなというふうに思います。体育館の入り口などの見えるところに少し大きめに表示されていると、利用者がみんな同じように、あ、ここに書いてあるからねという感じで、利用ができるのかなというふうに思いました。予約に行ったときに、A4の大きさをいただきましたので、私はそれを持って行って、こういうことなのでというふうに皆さんにお話ししましたけれども、やはりいろいろな方がいらっしゃるのです。実際にそこに

行って書いてあると、利用する側としては使いやすいのかなというふうに思いました。

【社会教育課長】 一応考えられる範囲でポスターを掲示したり、いろいろやっておりますが、また強制的に電灯をはずしている施設もございます。いろいろな手段で、今後とも節電に皆様と一緒に取り組むように周知してまいりたいと思います。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会会議録(社会教育課)

イ 青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定結果(文化課)

ウ 青梅市図書館運営協議会会議録(中央図書館管理課)

(2) 事業等の実施結果について

ア 平成23年度学校基本調査結果について(総務課)

【委員長】 次に、報告事項4、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますが、ここで、青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定結果について、補足説明があります。

【美術担当主幹】 お手元の資料の平成23年度青梅市まるごとアート支援事業補助金交付選定結果というものが一枚ついているかと思いますが、これについてご説明いたします。

この青梅市まるごとアート支援事業につきましては、市内で自主的な文化芸術活動を行う団体に対して補助金を交付し、人材育成、地域活性化、アートによるまちづくりなどに寄与していこうとするものでございます。今年で始まりましてから3年目となりまして、その本年度分が決定いたしましたので、ここにご報告いたします。

本年度は、お手元の資料をご覧のとおり7件の申し込みがありまして、そのうち6件、総額で150万円の交付が決定いたしました。なお、6番の団体が決定から外れましたのは、下記にも記載しましたとおり、補助金の要綱の目的から離れ、内容が健康福祉的なものとなっていたためでございます。

以上、簡単ですが、つけ加えさせていただきます。

【委員長】 何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 昨年度申し込まれてだめで、今年初めてOKになったというところはございますか。

【美術担当主幹】 昨年度不可で、今年可になったところはございません。その前の年度で不可になって、次の年に可になったところはございます。

【委員長】 それでは、報告として承ったということにさせていただきます。

5 平成22年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項5、平成22年度児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、報告資料5をご覧ください。3枚綴りのものになっています。東京都で実施した学力調査の結果でございます。

調査日は平成22年10月26日。調査対象学年は小学校4年生と中学校1年生で「基礎的・基本的な事項に関する調査」、小学校5年生と中学校2年生で「読み解く力に関する調査」を実施しました。

「基礎的・基本的な事項に関する調査」は抽出校と希望校で実施し、「読み解く力に関する調査」は都内全校で実施しました。本市では、「基礎的・基本的な事項に関する調査」についても全校で実施しています。調査を受けた児童・生徒数は、ここにあるとおりです。

調査の概要につきましては、ここに書かれているとおりでございます。

「基礎的・基本的な事項に関する調査」は、学習指導要領に示された内容にもとづく調査です。「読み解く力に関する調査」は、これまでの都の学力調査結果やOECDの視察調査で明らかになった課題の読解力についての調査で、22年度から始まっております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が「基礎的・基本的な事項に関する調査」の結果の概要です。グラフは、棒グラフの左が東京都、右が青梅市になっております。中学校につきましては、1年生ということもあり、算数と数学をあわせた内容で調査しております。

3に東京都との比較を書かせていただきました。今回の結果の特徴は、小学校の算数に東京都との大きな開きがあること、中学校の国語には東京都を上回るものがあることが挙げられます。

続いて、裏面をご覧ください。「読み解く力に関する調査」の結果の概要です。小学校で4教科、中学校で5教科におきまして、取り出す力、読み取る力、解決する力に分けて調査しております。今回の結果では、小学校で読み取る力に東京都との差があり、教科では算数に差がありました。中学校では取り出す力は社会・英語、読み取る力は英語、解決する力は数学に東京都との差がありました。

3枚目をご覧ください。「基礎的・基本的な事項に関する調査」の結果詳細です。左側が内容ごとの正答率で、グラフの右隣の差というのは、東京都と青梅市の平均正答率の差を出していません。数値が小さいほどよい結果であると見ることができます。例えば、中学校の国語でマイナス0.2というのは、東京都を上回っているということです。右側は観点ごとの正答率です。

続いて裏面をご覧ください。「読み解く力に関する調査」の結果詳細です。こちらは左が小学校、右が中学校の結果です。

各学校では、この結果と自校の結果をもとに分析を行い、授業改善推進プランに生かしていきます。また、問題内容や詳細な分析、意識調査の結果等は、東京都の報告書に記載されております。報告書は東京都教育委員会のホームページに、23年3月10日付で掲載されております。

また、23年度の調査は、一昨日、7月5日に小学校5年生と中学校2年生を対象に、都内全校で実施いたしました。

全国の学力調査につきましては中止となりましたので、9月に配布される問題用紙をどのように活用していくのか等、東京都の方針を待っているところです。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 とてもわかりやすい資料で、ありがたかったです。最近になくとってもよく整理されているなどというのが、正直な印象です。特に、やはり算数・数学あたりが青梅市は弱いなどというのが改めて明らかになっているような気がしますので、ぜひ対策を学校と協力してとっていただければなと思っております。

それから、2枚目、3枚目の資料は青梅市独自でつくられたのか、それとも東京都の方でつくられたものの青梅市の部分を配られたのか、その辺をちょっと教えてください。

【教育指導担当主幹】 2枚目、3枚目とも、基本は東京都の報告書にある様式に青梅市のものをつけ加えるということで、比較できるようにいたしました。ただし、3枚目の裏面に関しては、東京都の形式とちょっと違いまして、独自につくったものでございます。

【委員】 よくわかりました。

お願いですが、都がつくられた資料なのか、市がつくられた資料なのかをぜひわかるように、日にちとともに書いていただけるとありがたいなと思ってしますので、よろしく願いいたします。

【委員】 私もこの3枚目の資料、大変興味深く拝見しました。小学校第5学年、読み取る力の、算数2が大きく差がついている、この部分なんですけれども、やはりこれは各学校とも大体平均でこのような感じの差があるのでしょうか。それとも、学校によってかなりばらつきがあるものなんでしょうか。

また、算数2にあたる単元の教科書の扱いみたいなものが何か関係があるのかどうかというところが気になったので、教えていただきたいと思います。

【教育指導担当主幹】 今ご質問の、学校ごとに差があるかどうかという点ですけれども、全般的に学校ごとの差はございます。ここだけ取り出して差があるというよりも、全般的に学校ごとの差がかなりあるということでございます。

【委員】 それは、算数についてということですか。

【教育指導担当主幹】 算数についてもそうですし、それから国語についてもあります。ただ、その分野によって、この分野はこの学校が飛び抜けているとか、ちょっと違いがありますけれど、それぞれやはり差があります。

【委員】 その単元の取り扱いは、教科書の取り扱いとこの問題との関連みたいなものか何か関係あるとかいうことはないんですか。いろいろな教科書会社のがあって、教科書を私たちが採択した部分があるわけですけれども、そういった意味で教科書との関連みたいなものもあるのかなと思ったんですけれども。

【教育指導担当主幹】 今ご質問の件に関しましては、明らかな違いというのは見受けられません。さらにその辺を細かく研究してみないとわからないところもありますけれども、現在のところ、この教科書だからどうである、別のを使えばよりいいんじゃないかというようなところでは、

判断がつけられる内容ではございません。

【委員】 今、各学校について結構ばらつきがあるということなので、二極分化しているのか、それとも平均を真ん中にしてなっているのかとか、その辺を知りたいなというふうに思ったんです。それによって、個々の学校に対しての対策をするのか、それとも全体的にやらなきゃいけないのかということも決まるのかなというふうに思いました。

もう一つですが、これというのは、平成21年度以前もやられているものなんですか。そうすると、以前と比べてよくなったり、悪くなったりという傾向は、それぞれの項目であるのでしょうか。

【教育指導担当主幹】 まず1点目の学校ごとのばらつきですけれども、二極分化というものでなく、ちょっと突出していい学校というのはありまして、そういったところで差があるという意味合いでございます。

これまで、平成21年度以前も実施してきております。ここまでの時点で、少し感じられるのが、国語に関しましては、今回の結果にも出ておりますとおり、中学校で明らかになっておりますが、東京都とほぼ同じ平均正答率、または内容によっては少し上回るというような傾向にきております。それに対しまして、小学校の算数が、今回もちょっと思わしくない、差が開いているという状況です。その辺が前年度はもう少し狭まっていたのが、今年ちょっと広がってしまったと、そういった傾向はございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

一つ私からなんですが、基本調査の結果について、回答は要りませんから、私の気づいたというか、思いだけ述べます。

まず、2枚目の卒業生の進路の件なんですが、進学率を客観的に見ると、全国よりやや低めと感じました。そして、定時制の人たちが多いなということを感じました。

2番目に、無業者、この増加がちょっと気になります。

3番目は、不登校の子を計算してみますと、今年度が3.865と、4近くになるんですね。去年も3か4と。これもやはり全国平均に照らすと高いですね。

それからまた、不登校の増加傾向があるのかないのかというのが、4番目の気になるところです。

そこの4点だけ、また機会を見てお話いただければありがたいと思います。今はいいです。ということで、報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 青梅市教育委員会処務規則の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。青梅市教育委員会処務規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

【教育部長】 それでは、青梅市教育委員会処務規則の一部改正につきまして、協議資料1にも

とづき説明をさせていただきます。右上に協議資料1と表示の書類をお出しいただきたいと存じます。

初めに、1の改正の理由でございますが、青梅市一般職の職員の給与に関する条例が一部改正され、行政職給料表(二)が3段階から4段階に改められました。これに伴いまして、新たな職として、副主査職を規定する必要が生じたため、副主査職を新たに設けるものであります。さらに、青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が一部改正され、新たに短期の介護休暇が設けられました。これに伴い、休暇の届出に必要な添付書類に関する規定を設けるほか、職員の出張に関する手続について、原則として職員総合情報システムを利用したものに改めようとするものであります。

次に、2の改正の内容でございますが、次のページをおめくりいただきまして、新旧対照表をご覧くださいと存じます。右側が現行、左側が改正後となっております。

初めに、第3条では、組織に置くことができる職員に、副主査を加えるものであります。

次に中ほど、第5条では、副主査を設置する関係で、その職務につきまして、「副主査は、上司を補佐し、上司の命を受け、特定の業務を処理する。」を追加いたします。

次に、裏面をお開きいただきたいと存じます。第30条では第4号として、短期の介護休暇を取得しようとする場合は、介護を必要とする者の状態を明らかにする書類を添付しなければならないことを追加するものであります。

次に、第34条では、勤務時間の途中の時間帯における出張については、上司の口頭による命令をもって出張命令とすることができる旨の規定を定め、この場合においては、第28条に規定する職員総合情報システムによる出張および帰庁の記録は不要とする内容とするものであります。

改正の内容は以上でございます。

次に、お戻りいただきまして、3の施行期日でございますが、この規則は公布の日から施行し、改正後の青梅市教育委員会処務規則の規定は、平成23年7月1日から適用しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 新たな職として副主査というのができた経緯を、よろしかったらちょっと教えていただきたいんですが。

【教育部長】 この副主査の設置の関係につきましては、職員組合と長年の懸案事項になってございまして、先ほど申し上げましたとおり、青梅市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、労使の協議が整いまして、その一部改正をすることになりました。そこで、新たな職として副主査職というものを設けるということに決まったところでございます。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会処務規則の一部改正について、は承認されました。

2 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

【教育部長】 それでは、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正につきまして、協議資料2にもとづき説明をさせていただきます。

初めに、青梅市立学校の管理運営に関する規則につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律にもとづき、小・中学校の学期や休業日、職員の職務等の組織、教育課程、教材の取扱いなど、管理運営の基本的事項について定める規則でございます。この規則の中に、必要な職員として、市費支弁職員であります一般事務職員および一般用務職員が規定されておりますが、今回の一部改正は一般事務および用務職員における副主査職等にかかる規定を追加するものでございます。

それでは、協議資料2をご覧くださいと存じます。

初めに、1の改正の理由でございますが、先ほどの処務規則の一部改正と同様、青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、新たな職として、副主査職を規定する必要が生じたため、副主査職を新たに設けるものでございます。また、これまで規則に明示されていなかった主査および主任職を規定し、規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、次のページ、新旧対照表をご覧くださいと存じます。右側が現行、左側が改正後となっております。

新旧対照表の中ほど、第10条第1項に、必要な職員として、先ほど申し上げましたが、一般事務職員および一般用務職員が示され、同条第2項で、これらの職員は市費支弁職員をもってあてるとされてございます。この第10条に第3項として、新たに一般事務職員の中から主任を、一般用務職員の中から主査、副主査および主任を置くことができるとする規定を追加するものでございます。

今回の給与条例の改正に伴うものは、副主査の追加でございますが、現状に即して一般事務職員における主任、一般用務職員における主査および主任について、規則に明示することとしたものでございます。

改正の内容は以上でございますが、次にお戻りいただきまして、3の施行期日でございますが、この規則は公布の日から施行し、改正後の青梅市立学校の管理運営に関する規則の規定は、平成23年7月1日から適用しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 細かいところですが、「もつて」というのが、先ほどもそうですが、「もつて」と「も

って」が混じっていますので、整理された方がいいかと思います。協議資料1の表の中では「命令をもって」となっています。協議資料2の表の中では「もって」となっています。対照表の中も違っていますので。

【教育部長】 協議資料1と協議資料2の規則の一部改正の原文の方の「つ」と「っ」につきましては、たしか平成元年ごろだったと思いますけれども、そのころの国の法改正の関係で、それ以前にあった条文について、大きい「つ」を使っている場合はそのままの実施、それ以降については「っ」に改められると、そのような法律の解釈の規定がございまして、それにもとづいて市の方でも取り扱いをしているというところがございます。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について、は承認されました。

3 青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について(学校給食センター)

【委員長】 次に、協議事項3を議題といたします。青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について、ご説明を申し上げます。協議資料3をご覧ください。

まず初めに改正の理由でございますが、青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、新たな職として副主査職を規定しようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、協議資料を1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧くださいと存じます。

右側が現行でございます。現行の第2条の3行目、課長補佐に続く下線の部分「、主任」というところを、左側改正後の第2条の3行目のとおり、「、副主査および主任」というふうに変更するものでございます。

次に、第3条第4項の次に、左側の改正後に記載のとおり「5 副主査は、上司を補佐し、上司の命を受け、特定の業務を処理する。」を加え、さらに現行の第5項、第6項、第7項をそれぞれ第6項、第7項、第8項に改めようとするものでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、施行期日でございます。この規則は、公布の日から施行し、改正後の青梅市立学校給食センター条例施行規則の規定は、平成23年7月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について、は承認されました。

4 青梅市立第二小学校の自校調理場運営等に関する諮問について(学校給食センター)

【委員長】 次に、協議事項4を議題といたします。青梅市立第二小学校の自校調理場運営等に関する諮問について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、お手元にご配付をさせていただいております協議資料4にもとづきまして、青梅市立第二小学校の自校調理場運営等に関する諮問につきまして、ご説明をさせていただきます。

諮問につきましては、青梅市立学校給食センター条例第3条に、青梅市教育委員会の諮問により給食センターの運営に関する重要な事項を審議するため、青梅市立学校給食センター運営審議会を置くことあることから、青梅市立第二小学校の自校調理場運営等に関し、青梅市立学校給食センター運営審議会に諮問しようとするものでございます。

まず初めに、諮問事項についてでございます。本年5月9日開催の教育委員会定例会におきまして、学校給食センター運営審議会への諮問内容、その他必要な事項を検討するため、青梅市立第二小学校の自校調理場の運営等に関する検討委員会の設置要綱をご承認いただきました。その後、検討委員会を設置し、検討を進めてまいりました。この検討結果につきまして報告書としてまとめ、本年7月1日に教育長へ提出したところでございます。この報告書の検討結果を踏まえ、運営審議会には諮問事項についてご審議をいただきたいと考えておりますので、まず検討結果についてご説明をさせていただきたいと存じます。

協議資料の後ろに冊子となっております青梅市立第二小学校自校調理場運営等に関する検討委員会報告書をご配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

まず表紙をおめくりいただきまして、右のページ、1. はじめに、こちらの二つ目の段落にありますとおり、検討委員会では平成21年1月15日開催の教育委員会定例会に報告し、ご承認をいただきました、青梅市学校給食の運営に関する検討委員会報告書を踏まえ、検討を進めてまいりました。なお、この青梅市学校給食の運営に関する検討委員会報告書についても、あわせてご配付をさせていただきましたので、お目通しをいただきたいと存じます。

次に、2の検討事項でございますが、運営審議会に諮問する記載の事項を検討いたしました。

次に、ページをおめくりいただきまして、3の検討結果でございます。初めに、(1) 審議会へ諮問する内容に関する事項のア、調理場の管理に関することにつきましては、事務の効率化を図ること、また栄養士の主な業務である献立の作成は、藤橋、根ヶ布両調理場の栄養士と共同で行うことなどから、学校給食センターが担当するといたしました。ただし、自校調理場のメリットを生かすため、学校給食センターと第二小学校との緊密な連絡、調整を十分行うことが重要で

あるといたしました。

次に、イの献立および給食費に関することにつきましては、他の学校との公平性や、食材の効率的な調達を行うため、他の学校と同じ献立とし、給食費も同額とするいたしました。また、食材の購入は学校給食会が行うことといたしました。

なお、青梅産野菜の利用については、第二小学校で使用する量は、学校給食センターに比べると少ないことから、農協を通じ、青梅産野菜を仕入れることも可能ではないかと考えられるといたしました。

次に、ウの調理業務等の民間委託に関することについてでございます。調理場の業務のうち、食材の検収、給食の調理、配ぜん、食器等の洗浄および調理場内の清掃について、民間への委託が可能であるいたしました。調理業務等の民間委託は、経費の削減や行財政改革が進む中、給食の調理態勢の維持について有効であると考えました。

なお、民間委託による問題や課題が幾つか挙げられましたので、業務委託の実施状況の確認や、業務内容を委託の仕様書できめ細かく定め、安全でおいしい給食を提供することを十分に認識・理解している業者を選定することが必要であるいたしました。

次に、エの食器に関することにつきましては、調理場の運営開始にあわせ、個々食器を導入するいたしました。また、食器の材質は、児童・生徒の取り扱いやすさから樹脂製が適しているいたしました。

なお、第二小学校に個々食器が導入されますと、他の学校に個々食器を導入する際には、第二小学校と同じ食器を使用することになり、樹脂製の食器は共同調理場での使用にも適したものであるいたしました。

次に、ページをおめぐりいただきまして、(2) その他の事項といたしまして、まずアのアレルギー対応につきまして、自校調理場としてどのような対応ができるのか検討すべきといたしました。なお、調理場の中には、アレルギー対応食の利用も可能な調理室が設けられておりますが、一般の給食調理とは別の調理器具や調理員が必要になることなど、検討すべき課題も多く、調理場の運営全体の中で対応を図るべきといたしました。

次に、イの配ぜん業務の見直しにつきましては、自校調理場では配ぜん業務は調理員が行うため、第二小学校に配ぜん員の配置は必要なくなります。このような機会をとらえまして、配ぜん業務を民間委託とすることなどが考えられるといたしました。

次に、ウの土曜日に授業を実施する際の給食につきましては、給食費や食材の用意などに影響するので、学校給食事業全体の中で検討を進める必要があるといたしました。

以上、運営審議会への諮問事項について、検討委員会の中で検討した結果のご説明をさせていただきましたが、運営審議会ではこの検討結果をご参考にご審議をいただきたいと考えております。

なお、その次のページ以降に、添付資料として1. 青梅市立第二小学校の給食調理場運営に関する検討委員会設置要綱以下、4. 検討資料などを添付させていただきました。後ほどお目直し

をいただきたいと存じます。

次に、最初の協議資料4にお戻りいただきまして、2の諮問理由でございます。現在建設が進められている青梅市立第二小学校に、自校方式の給食調理場が設置され、平成25年度に運営の開始が予定されていることから、安全でおいしい給食を安定して提供するため、また食育の推進や効率的な調理業務の実施を図る等、調理場の運営等について、運営審議会に意見を求めるものでございます。

次に、本諮問に対する答申の期限であります、平成24年2月28日といたしました。

なお、本諮問につきまして、本日ご協議いただき、ご承認いただきましたならば、次のページでございますように、学校給食センター運営審議会の会長さんあて、諮問の手続をとらせていただくことになっております。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 資料の読み方だけ教えてください。

検討委員会報告書の2ページのイの献立および給食費に関するところと、この中で、「他の学校と同じ献立とする」と、ここでは書いてあるんですが、3ページ目に「独自献立については」と書いてあるので、他の学校と同じ献立とすることを言っているのか、独自献立なのかというのが、わからなかったんですが。

【給食センター所長】 まず、献立でございますが、基本的には給食センターとあわせて、第二小学校についても同じ献立にするという考えがございます。ただ、自校調理場にした場合に、自校調理場のメリットとしていろいろ挙げられた中に、独自の献立というものがあるのではないかなというお話がございますので、例えば同じ食材を使って、なおかつ同じ給食費の中で対応が可能な献立を、月のうち3分の1程度はできるのではないかなという、そういうような検討をさせていただいたということでございます。

【委員】 前回か前々回だったか、〇〇委員から、青梅二小の自校調理について、ほかの学校に広がる可能性があるのかという質問があったと思うんですけども、その辺も気になりながら、とっても苦勞して文章を書かれているなという気がいたしました。私も今、〇〇委員がおっしゃったことで、ウン？と思ったところが何か所か実はあるんですけども、調整をしていかなくちやいけない部分がまだかなり残っているということが読み取れる内容かなというふうに思いました。検討委員会の方で具体的に、方向性も含んで、結局二小だけのことでなくて青梅市全体のことを視野に置きながら、バランスをとりながら、二小の方式を固めていくということは、大きな役割かなというふうに感じていますので、また運営審議会の方でも十分ご審議いただけるとありがたいなと、そういう感想を持ちました。

【委員長】 私から要望ですけれども、この検討委員会の検討の結果がずいぶん生きていくんだと思うんですけども、これでいいのかなと感じたことをちょっと申し上げたいのは、幾つかあるんですけども、特に食器の改善についてというところ。これでは、二小は先導的な施行の役

割を担っていくことになると思いますよ。そういう意味では、やはり個々食器というのは当然の方向性としても、耐熱磁器じゃなくていいっていうようなことが書いてありますよね。経済性とか、そういうことで。これではやはり食育の方向性とか、食感を大事にするとか、そういうことから考えたら後退だと思うんですよ。やはり長いスパンを考えれば、10倍ぐらい値段がかかったって、10年使えば同じになるわけです。むしろ、ポリプロピレンの方が、傷つきやすいんです。そういう意味では、磁器製の方がいいかもしれない。そういったことで、他の部分は仕方がないという部分があるんですけども、食器だけはいいものにしてあげれば、あとずっとつながるといって、よろしくお願ひしたいなと思うんです。

前にもいろいろところで言われているんですけども、労働強化につながるとか、当然のこととしてあるんですよ。やはり労働強化という面だけを強調されても困るなということ。あと、学級定数が減りますから、当然食器の重さも、そんなに極端には変わらない面もあるんじゃないかと思ひます。そういったことで、私はそここのところに非常にこだわっています。

以上でございます。

よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立第二小学校の自校調理場運営等に関する諮問について、は承認されました。

5 青梅市上成木ふれあいセンターおよび北小曾木ふれあいセンターのあり方検討委員会設置要綱の一部改正について(社会教育課)

【委員長】 次に、協議事項5を議題といたします。青梅市上成木ふれあいセンターおよび北小曾木ふれあいセンターのあり方検討委員会設置要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 協議資料5をご覧くださいと思います。青梅市上成木ふれあいセンターおよび北小曾木ふれあいセンターのあり方検討委員会設置要綱の一部改正について、ご説明いたします。

この要綱は、青梅市上成木ふれあいセンター、北小曾木ふれあいセンターの設置運営に関し、今後のあり方について検討委員会を設置し、検討を行うための必要事項を定めるため、平成23年2月3日の第18回教育委員会においてご協議の上、ご決定いただきまして制定、平成23年4月1日から実施しているものでございます。

改正の理由でございますが、平成23年4月1日の組織改正によりまして、企画部に「公共建築物保全整備計画に関すること。」を所管する主幹が置かれたことに伴いまして、同主幹を委員に追加しようとするものでございます。

次のページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。3の組織、(1)のウの委員につき

まして、「企画部主幹のうち企画部長が指名する者、」を追加しようとするものでございます。

前のページにお戻りいただきまして、3の実施期日につきましては、平成23年8月1日から実施し、4月1日から適用しようとするものでございます。

以上、ご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。協議事項ですのでお諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市上成木ふれあいセンターおよび北小曾木ふれあいセンターのあり方検討委員会設置要綱の一部改正について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第11号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議を行います。議事日程では、初めに議案第10号の審議であります。が、議事の都合上、この議案は、本日付議される議案の最後に審議を行います。

それでは、議案第11号を議題といたします。青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、議案第11号青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、ご説明を申し上げます。

本議案は、青梅市立学校給食センター条例第3条の運営審議会の規定にもとづき、新たに青梅市立学校給食センター運営審議会委員を委嘱しようとするものでございます。

委嘱の内容につきましては、児童・生徒の保護者を代表する小学校・中学校のPTA連合会役員の改選に伴いまして、新たに小学校・中学校それぞれPTA連合会からご推薦をいただきました、表に記載の2名の方に、青梅市立学校給食センター運営審議会委員を委嘱しようとするものでございます。

任期につきましては、平成23年7月8日から、前任者の残任期間であります平成23年8月31日までとなっております。

なお、1枚おめくりいただきまして、今回改選をされた方は2名でございますが、それ以外の委員の方につきましては、ご覧のとおり現行の委員さんをそのまま委員として引き続きお願いすることとなっております。

以上、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第11号青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

議案第12号 青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案第12号を議題といたします。青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

【文化課長】 それでは、議案第12号青梅市民会館運営審議会委員の委嘱につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、青梅市民会館条例第19条の規定にもとづき、青梅市民会館運営審議会委員を委嘱しようとするものでございます。

委嘱の内容でございますが、社会教育団体等の役員2名の退任に伴いまして、所属団体の推薦をいただきました、議案第12号に記載したお2人の方に委嘱しようとするものでございます。

任期につきましては、平成23年7月8日から、前任者の残任期間であります平成24年11月17日までとするものでございます。

議案の中で、選出区分のところが少し見にくくなっておりますけれども、条例第19条第3項第2号でございます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第12号青梅市民会館運営審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

【議案の追加】

【委員長】 次に、先ほど協議事項1、協議事項2および協議事項3が承認されたことに伴い、議案が3件追加されるとのことであります。

つきましては、本日の日程に議案第13号青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、議案第14号青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についておよび議案第15号青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について、を追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に、議案第13号、議案第14号および議案第15号を追加し、議題といたします。

議案第13号 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

【委員長】 それでは、ただいま議題となりました議案第13号青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

【教育部長】 それでは、議案第13号青梅市教育委員処務規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。

本案は、青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、新たな職として、副主査職を規定するとともに、青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、新たに設けられた短期の介護休暇について、休暇の届出に必要な添付書類に関する規定を設けるほか、職員の出張に関する手続について、原則として職員総合情報システムを利用したものに改めようとするものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の青梅市教育委員会処務規則の規定は、平成23年7月1日から適用しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第13号青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第14号 青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

【委員長】 次に、議案第14号青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

【教育部長】 それでは、議案第14号青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明させていただきます。

本案は、青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、新たな職として、副主査職を規定するとともに、これまで明示されていなかった主査および主任職を規定しようとするものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の青梅市立学校の管理運営に関する規則の規定は、平成23年7月1日から適用しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第14号青梅市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第15号 青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について

【委員長】 次に、議案第15号青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

【給食センター所長】 それでは、議案第15号青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、新たな職として、副主査職を規定しようとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行し、改正後の青梅市立学校給食センター条例施行規則の規定は、平成23年7月1日から適用するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第15号青梅市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第10号 教職員人事の内申について

【委員長】 次に、議案第10号教職員人事の内申について、を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項および同条第7項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

非公開

日程第6 委員長閉議および閉会

【委員長】 ここから、会議を公開といたします。

以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

それでは、今後の日程について社会教育課長から説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 それでは、今後の日程につきましてご説明いたします。

7月11日（月）学校訪問を予定しております。午前8時40分に教育委員会にお越しをいただきたいと思っております。訪問校は第三小学校です。

7月28日（木）教育長会研修会がございます。午後零時30分に教育委員会にご集合いただきたいと存じます。

8月1日（月）第1回教育委員協議会を予定しております。開会は午前9時、内容は教科書採択に先立つ協議でございます。会場は教育委員会会議室。

また、同日午後1時30分から第5回教育委員会臨時会を予定しております。内容は議案審議等、会場は教育委員会会議室でございます。

8月4日（木）第6回教育委員会定例会を予定しております。時間は午後1時30分から、内容は教科書採択、会場は市役所2階会議室204から205会議室でございます。

今後の日程は以上でございます。

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員